

(8月1日現在)	(7月中)
人口・33,211	出生・49
男・15,961	死亡・19
女・17,250	転入・77
世帯・6,652	転出・71

道路交通法の改正で 八月二十から実施

飲酒運転はいっさい禁止

さきの第63回国会で、道路交通法の一部を改正する法律が成立し、8月20日から施行されることになりました。これにより①酒を飲んで車を運転した場合、酔っていないとしても一定量のアルコール分が検出されるとそれだけで処罰される②酒酔い運転の罰則が強化され懲役は2年以下、点数も12点に引き上げられる③運転者に酒を提供した場合、提供者も運転者と同一の罰則を受ける④悪質な違反や事故を起こして免許を取り消された場合、この取り消し期間を3年まで延長することができる⑤少年(20歳未満)の違反者に対しても反則金制度が適用される…のように改正されます。それでは改正前の内容と改正後の内容のおもなものを比較して紹介します。

酒気帯び運転

改正後

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
この場合、酒気を帯びている状態とは、身体に保有的なアルコールの量にかかわらず一般的に見て酒気を帯びていると認められる状態をいう。
この規定に違反して車両等を運転した者で、呼吸検査の結果一定量(血液一ミリリットル中〇・五ミリグラムまたは呼気一リットル中〇・二五ミリグラム)以上、アルコールが検出された場合は、三か月以下の懲役または、三万円以下の罰金に処する。

改正前

何人も、酒気を帯びて(身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で)車両等を運転してはならない。
この場合の政令で定める程度以上のアルコールとは、血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラムまたは、呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラムをいう。
この規定に違反して車両等を運転し、一定の道路交通法違反行為をした場合は、それぞれその刑に対して二倍まで加重することができる。

酒酔い運転

改正後

次に該当する者は、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。
酒気帯び運転禁止の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をしたときに酒に酔った状態(身体に保有的なアルコールの量にかかわらずアルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態)にあったもの。なお、この場合点数も九点から十二点に引き上げられる。

改正前

次に該当する者は、一年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。
酒気帯び運転禁止の規定に違反した者で、酒に酔って(身体に一定量以上のアルコールを保有する状態で)車両等を運転したものは、呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラムまたは血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラムをいう。

飲酒運転容認者

改正後

車両等を運転するおそれのある者に酒類を提供したり、飲酒をすすめたりしてはならない。
この規定に違反し、運転者が罰則を受けた場合は、容認者にも同一の罰則が適用される。

改正前

規定なし。

免許取り消し期間の延長

改正後

悪質な違反や事故を起こして免許を取り消された場合、免許を受けることのできない期間を、三年までの範囲で延長することができる。
(例)
酒酔い運転、死亡事故、ひき逃げ
酒酔い運転、死亡事故、ひき逃げ
三年
二年

改正前

悪質な違反や事故を起こして免許を取り消された者は、一年間免許試験を受けることができない。

反則金制度適用範囲の拡大

改正後

少年(二十歳未満)である反則者についても、交通反則通告制度が適用されることになり、反則金を納付しない少年については、家庭裁判所でも反則金の納付を指示することができる。

改正前

反則者(二十歳に満たない者を除く)に対しては、すみやかに反則行為となるべき事実の要旨等、書面で告知するものとする。

マイクロバスを大型扱い

改正後

マイクロバス(乗車定員十人以上三十人未満)を運転する場合、大型免許を必要とする。

改正前

マイクロバス(乗車定員十人以上三十人未満)は普通免許で運転できる。



「戸頭分譲住宅」

新しい方法で募集

県住宅供給公社は、新しい方法で戸頭分譲住宅の入居希望者を募集しています。
この新しい方法は、契約と同時に生命保険に加入し、最高三百万円までの貸し付けを受けて住宅(土地付き)を購入する方法で、頭金なしでも二十年後には自分の家が持てるという、これまでにない画期的な方法です。受け付けは今年九月九日までとなっており、詳細については市企画審議室企画係におたずねください。
なお、今回は先着順に希望か所を指定することができま

汚れた川などの写真募集

また、八月二十一日午後一時から、産業厚生会館で募集についての説明会が開かれます。皆さんおそろいでおいでください。
県は「川や海をきれいにする運動」の一環として、次のとおり第一回写真コンクールを開くことにしています。写真愛好家の皆さん、ふるって応募ください。
●題材 撮影範囲は新潟県内とし、汚れた川や海をきれいにする努力や、公衆道徳の高揚などの運動にあふいたもの。ほか、環境衛生の改善に関するもの。
●作品 第一部(白黒写真)の作品は四ツ切りの大きさと

朝日を浴びて 「イチ、ニッ、サン」

朝6時半、市内のちょっとした広場にはこうした風景がよく見られます。ここ能登の神社前でも、夏休みにはいってから毎日のように町内の小学生約80人が集まり、ラジオから流れてくるかけ声に合わせて元気に体操をしています。
立秋を過ぎ、朝夕はめっきり涼しくなったとはいえ、日中はあい変わらずような暑さです。夏休みも約半分を過ぎ、そろそろ二学期に備えるころになりました。朝の涼しいうちに体を練え、宿題を済まして、二学期にはひとりの事故もなく元気に登校したいものです。

転入・転出・転居・世帯主の変更などは

<正確な内容を14日以内に市役所へ>

この届け出に基づいて住民基本台帳が整備され、居住関係の諸証明や選挙人名簿の登録、さらに年金、国保、教育、衛生など皆さんに

関係深い行政事務の基礎資料が整備されます。異動のあったときは正確な内容を期限内に届けてください。

二ヶ月の納税メモ

市・県民税 第二期
国民健康保険税 第二期
納期限は八月三十一日まで
す。期限を過ぎると延滞金が増加されます。